

ソフトウェアレンタル利用規約(プロテクタ型)

第1条 総則

五大開発株式会社（以下「当社」という）は、ソフトウェアレンタルの契約を完了した法人または個人事業者（以下「利用者」という）に対して、ソフトウェアレンタルのサービスを提供します。この利用規約はプロテクタ型のソフトウェアレンタルに適用します。

第2条 利用規約の変更

当社は利用者の承諾を得ることなく、利用規約を変更することができるものとします。

第3条 レンタル登録

1. レンタル希望者はレンタル登録申込書によりレンタルの申し込みを行い、当社からのレンタル製品の受領をもってレンタル契約を完了したものとし、レンタルサービスを利用できるものとします。
2. 当社が提供する製品、利用期間等の詳細な内容はレンタル貸出書に表示します。

第4条 契約期間

1. 本契約の契約期間は当社がレンタル製品を発送した日の3日後を起算日とします。
2. 使用者は、レンタル貸出書に記載されている期間 本物件を使用することができます。
3. 使用者が本契約条項のいずれか1つに違反したとき、当社は本契約による使用権を終了させることができます。
4. 前記3項及び使用者が契約期間内に本物件の使用を中止しても、レンタル料金の返還はいたしません。
5. 使用期間中であっても、利用者がソフトウェアを返却した場合には利用を終了したものとみなします。
6. レンタル期限が過ぎました製品は速やかにご返却ください。ご返送にかかる費用はお客様負担でお願いいたします。
7. レンタル期限終了後、3日以内にご返却の無い場合は、さらに1ヶ月間、期間を延長してレンタルされるものとし、1ヶ月分の請求書を発行させていただきます。

第5条 使用権

1. 使用者は本契約に基づき許諾された許諾ソフトウェアを機械読み取り可能な形で、单一のコンピュータで使用することができます。
2. 使用者は当社の文書による事前の同意を得なければ、本契約による使用権、本契約の適用されるソフトウェア又はその他の品目を譲渡したり、第三者に再使用権を許諾したり又は移転したりする事はできません。
3. 使用者は本契約で明示されている場合を除き、許諾ソフトウェアの全部又は一部を複写、複製、開示する権利は許諾されておりません。

第6条 許諾ソフトウェアへの変更または改作

使用者は許諾ソフトウェアを変更、または改作することはできません。

第7条 許諾ソフトウェアに関する権利

許諾ソフトウェアの特許権、著作権またはその他一切の権利は当社が所有するものとします。

第8条 秘密保持義務

1. 使用者は、許諾ソフトウェア等に関する秘密を当社の文書による承諾のない第三者に開示できません。
2. 使用者は、当社の文書による同意無しに、許諾ソフトウェアの全部又は一部をいかなる形態においても第三者に提供したり使用させることはできません。但し、その使用を直接担当している使用者の従業員又は代理人に使用させる場合は、この限りではありません。

第9条 物件の返却

使用者は、本契約に基づく使用権の終了日翌営業日に本物件を当社に返却することとします。なお、返却の費用は使用者の負担とします。

第10条 保証と責任

- 当社は、許諾ソフトウェアに関するすべての仕様について事前の通知なしに変更できるものとします。
- 当社は、本許諾ソフトウェアの欠陥の結果、発生する直接、間接、特別又は必然的な損害について、仮に当該損害が発生する可能性があると告知された場合でも何らの責任を負いません。
- 当社は、本許諾ソフトウェアの使用の結果、直接、間接に関わらず発生するすべての損害、及びその回復、再生等に要するすべての費用について一切の責任を負いません。

第11条 料金の支払い

利用者はレンタル料金をこれにかかる消費税とともに当社の請求書に記載の方法で支払うものとします。なお、当社の請求時期ならびに利用者の支払期日は以下のとおりです。

- 1ヶ月レンタル

| 請求時期 | 支払い時期 |
|---------|---------|
| レンタル開始日 | 請求日の翌月末 |

- 6ヶ月、12ヶ月レンタル

| 支払方法 | 請求日 | 支払い期限 |
|------|----------------------------------|---------|
| 分割払い | 毎月請求（初回：レンタル開始日、 2回目以降：毎月20日） | 請求日の翌月末 |
| 一括払い | レンタル開始日 | 請求日の翌月末 |

第12条 支払い遅延

利用者はレンタル料金その他債務（遅延利息を除く）について支払い期日を経過しても支払いがなされない場合には、支払期日の翌日から完済の日までの日数について年14%の割合で算出した額を、延滞損害金として当社が指定した期日までに支払うものとします。

第13条 本物件使用権の解除

使用者が次の各号のひとつに該当した場合、当社は何らの催告を要さず、本物件使用権の全部または一部を解除できるものとします。

- 本物件使用権に伴う代金の支払いを怠ったとき。
- 本利用規約に定める各条項に違反したとき。
- 他の債務により強制執行を受け、もしくは会社更生、整理、破産、和議等の申し立てがなされたとき。
- 解散、営業停止または転業を行ったとき。
- 支払い停止または手形交換所の不渡処分を受けたとき。
- その他著しい信用の悪化、背信行為のあったとき。

第14条 損害賠償

- 利用者が本利用規約に違反して当社に損害を与えた場合には、第10条の解除の有無にかかわらず、当社は当社の被った損害の賠償を請求することができるものとします。
- 使用者が本物件を破損もしくは喪失した場合は、当社に対しレンタル料12ヶ月分相当の損害賠償金を支払うものとします。
- 本物件の使用権が終了したにも拘らず、本物件を返還しない時は本物件を返還するまでの間、レンタル合計金額の倍額を日割り計算したものを当社に支払うものとします。

第15条 管轄裁判所

本利用規約に基づきまたは関連して生じる一切の紛争については、金沢地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第16条 協議

本利用規約に定めの無い事項または本利用規約の各条項について疑義が生じた場合には、当社および利用者双方で協議し円滑に解決を図るものとします。